### O 7. 64

# 福島復興再生特別措置法の規定による 手数料等の軽減について (商)

#### 1. 軽減の要件と内容

福島復興再生特別措置法第64条第1項内閣総理大臣の認定を受けた産業復興再生計画注1に定められた商品等需要開拓事業注2に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、その事業の実施主体が、商標法7条の2第1項に規定する組合等注3であって、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が当該商品等需要開拓事業注2の実施主体であって、商標法第7条の2第1項に規定する組合等注3である場合には、その認定を受けた産業復興再生計画注1に記載された実施期間内に限り、商標登録出願の手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減される(福島復興再生特別措置法64条1項から6項、福島復興再生特別措置法施行令35条2項、36条2項)。

2. 申請書に添付する証明書

軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、「表」の右欄に掲げるものである(福島復興再生特別措置法施行令35条1項、36条1項)。

「表」

# 要件 証明書 ア. 商品等需要開拓事業 注2 の実施主体 申請に係る地域団体商標の商標登録 であること(\*1) がについて、認定を受けた産業復興 再生計画 生 に定められた商品等需 イ. 申請に係る地域団体商標の商標登 要開拓事業準定係る商品又は役務 録についてが認定を受けた産業復 に係るものであることを証する書面 興再生計画 準1 に定められた商品等 需要開拓事業建立に係る商品又は役 務に係るものであること ウ. 商品等需要開拓事業 注2 の実施期間 内に出願、設定登録のための納付 又は更新登録の申請がされたもの であること(\*2)

- (\*1)復興庁ホームページ上に公示された認定<u>を受けた</u>産業復興再生計画<sup>生</sup> 「一の写しにより、出願人等が認定<u>を受けた</u>産業復興再生計画<sup>生</sup>に定められ た商品等需要開拓事業<sup>性2</sup>の実施主体であることを確認する。
- (\*2)復興庁ホームページ上に公示された認定を受けた産業復興再生計画生

## 方式審査便覧 07.64

→の写しにより、商品等需要開拓事業<sup>進2</sup>の実施期間を確認し、申請に係る 出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請が、実施期間内にされた ものであることを確認する。

(新規改訂平成令和312·4)

<sup>&</sup>lt;sup>注1</sup> 産業復興再生計画とは、福島県知事が、福島復興再生特別措置法第5条に規定する 福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害による 被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るために作成する計画であり、内閣総理 大臣の認定を申請することができる(福島復興再生特別措置法61条1項)。

<sup>&</sup>lt;sup>注2</sup> 商品等需要開拓事業とは、福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用 をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であって、 福島の地域の魅力の増進に資するものをいう(福島復興再生特別措置法61条2項3 号イ)。

<sup>&</sup>lt;u>準3</u>商標法7条の2第1項に規定する組合等については「01.63」を参照。